

建設業者の皆様へ

現場代理人の適正配置について

2025年（令和7年）1月24日

2025年（令和7年）2月1日（改正建設業法施行令の施行日）以降、現場代理人の配置については、次のとおり取り扱うこととしますのでお知らせします（黄色部分が改正箇所です）。

1 現場代理人は、原則、工期の重複する工事について兼務を認めないこととします。

ただし、次のいずれかの条件に該当する場合は、現場代理人の兼務を認めます。

（特記仕様書に現場代理人の兼務を認めない記載がある場合を除きます。）

- （1）本市（上下水道局を含む。）発注の設計金額500万円未満の工事である場合
- （2）本市（上下水道局を含む。）発注の設計金額500万円以上4,500万円未満（建築一式工事の場合は500万円以上9,000万円未満）の工事である場合。ただし、兼務できる工事の件数は、1人当たり3件までとします。

【災害復旧工事の取扱い】

請負金額4,500万円未満（建築一式工事の場合は9,000万円未満）の災害復旧工事については、同一の現場代理人が兼務することができる件数に制限を設けません。

- （3）同一敷地内又は近接する工事（至近距離1km以内）で、同種工事（広島県土木工事標準積算基準書等に規定する工種区分による。）となる場合
- （4）前工事と後工事が一体の構造物として完成してはじめて機能を発揮するもので、後工事が随意契約により締結される場合
- （5）工事現場が完了し、完成通知書等の書類全てを提出している場合

現場代理人の配置を入札参加資格要件とし、事後審査において、現場代理人の配置状況を審査した上で落札者を決定します。

【現場代理人が兼務する場合の留意事項】

- 1 現場代理人が他の工事を兼務する場合（上記の1（2）から（4）までに該当する場合は、契約担当課に、「現場代理人兼任（変更）届」を提出すること。
- 2 現場代理人は、いずれかの工事現場に必ず常駐し、他の工事現場についても、1日に1回以上駐在するなど、安全管理、工程管理等の運営、取締り等に支障をきたさないようにすること。

2 現場代理人の工事現場への常駐義務緩和については、発注者が認める場合とします。

発注者が認める場合とは、発注者との連絡体制を確保した上で、次の（１）から（４）までのいずれかの条件に該当する場合です（工事打合せ簿で協議により承諾を受けていること。）。

- （１）現場作業着手前までの期間
- （２）工事の施工が一定期間、全面的に行われていない期間
- （３）橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- （４）工事現場が完了した後、竣工検査までの期間

【問い合わせ先】

〒720-8501

福山市東桜町 3 番 5 号

福山市建設局建設管理部建設政策課
（契約担当）

TEL 084 (928) 1076

FAX 084 (926) 9167

メールアドレス keiyaku@city.fukuyama.hiroshima.jp

〒720-8526

福山市古野上町 1 5 番 25 号

福山市上下水道局経営管理部管財契約課

TEL 084 (928) 1503

FAX 084 (928) 1631

メールアドレス kanzai-keiyaku@city.fukuyama.hiroshima.jp